

令和元年 7 月 2 9 日

井上公園水泳場指定管理者募集要項の訂正について

募集要項 7 ページ中 「（２）収支計画を上回る利益の取扱い」の項目を削除する。

訂正前	<p>（２）収支計画を上回る利益の取扱い 指定管理者が管理運営を行った結果として、収支計画を上回る利益を得た場合の取扱いについては、指定管理者の任意とする。ただし、事業計画書の中で当該利益の活用方法等を市に対して提案できるものとする。</p> <p>（３）会計の独立</p>
訂正後	<p>（２）会計の独立</p>